



行政手続きのルール

対象

①処分

①申請に対する処分

法令に基づき

行政庁の許可など自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為

行政庁が諾否の応答をしなければならない

規定

①標準処理期間以内の処理に努めること

②審査基準を定めること

③申請が到達したことで審査義務が発生すること

④拒否処分をする場合には処分の理由を示すこと

②不利益処分

行政庁が法令に基づき

特定の者に対して

直接、義務を課す

あるいは権利を制限する

規定

①処分基準を定めるよう努めること

②不利益処分を課される者に対して意見陳述の機会を与えること

③原則として処分の理由を提示すること

②行政指導

行政機関がその取扱業務等に関し

特定の者に対して

①指導

②勧告

③助言

③届出

①法律に基づく命令または規則

意見公募手続をとらなければならない

パブリックコメント

④命令等

②審査基準

③処分基準

④行政指導指針

意味

行政を行う際の手続き

行政を行う際の事前手続きの一般的原則

可能な限り公正／透明にする

行政処分をする前の段階の手続き

国民の権利や利益を保護

目的

都道府県  
政令指定都市  
多くの地方自治体

情報公開条例を定める

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

国民が、行政機関の長に対して、その保有する情報を開示する事を請求する事ができる

行政機関の保有する情報のうち、自分の知りたい情報について開示するよう請求する事を認める

情報公開法